

大分市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）

第19条の3第3項の規定に基づき小児慢性特定疾病に係る医療費の支給認定を受けて在宅で療養する児童等に対し、特殊寝台等の日常生活用具（以下「用具」という。）を給付すること（以下「給付」という。）により、児童等の健全育成及び日常生活の便宜を図ることを目的とする。

(用具の種目及び給付の対象者)

第2条 給付の対象となる用具の種目は、別表第1の種目の欄に掲げる用具とする。

2 給付の対象者は、小児慢性特定疾病児童等（法第6条の2第2項に規定する小児慢性特定疾病児童等をいう。以下同じ。）のうち、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 別表第1の対象者の欄に掲げる者であること。
- (2) 医療費支給認定（法第19条の3第3項に規定する医療費支給認定をいう。）を受けていること。
- (3) 市内に居住していること。
- (4) 小児慢性特定疾病に係る施策以外の法による施策及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による施策の対象とはならない者であること。

(給付の申請)

第3条 給付を希望する小児慢性特定疾病児童（法第6条の2第2項第1号に規定する小児慢性特定疾病児童をいう。）の保護者又は成年患者（同項第2号に規定する成年患者をいう。）（以下「申請者」という。）は、日常生活用具給付申請書（様式第1号）（以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。ただし、市長は、当該書類により確認すべき事項を公簿等によって確認することができるときは、これらの書類の一部又は全部の添付を省略させることができる。

(1) 小児慢性特定疾病医療受給者証（法第19条の3第7項に規定する医療受給者証をいう。）の写し

(2) 当該申請に係る小児慢性特定疾病児童等、当該小児慢性特定疾病児童等と同一の世帯に属する者又は当該小児慢性特定疾病児童等の扶養義務者（以下この項において「扶養義務者等」という。）に係る所得の状況等が確認できる資料として次に掲げるもの

ア 市町村民税の課税額を証明する書類

イ 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の規定による支援給付を受けている者にあつては、当該事実を確認することができる書類

(3) 給付を希望する用具に係る見積書

(4) 給付を希望する用具の仕様を確認することができる書類

2 前項の規定による申請は、小児慢性特定疾病児童等 1 人につき複数の用具の給付について行うことができる。

(給付の決定)

第 4 条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該対象者の身体の状態、介護の状態、家庭の経済状況、住宅環境等の実地調査を行った上、速やかに調査書（様式第 2 号）を作成して内容を審査し、給付を行うかどうかを決定するものとする。

2 市長は、給付を行うことを決定した場合には、日常生活用具給付決定通知書（様式第 3 号）及び日常生活用具給付券（様式第 4 号）（以下「給付券」という。）を、その申請を却下することを決定した場合には、却下決定通知書（様式第 5 号）を、それぞれ申請者に交付するものとする。

(用具の給付)

第 5 条 市長は、用具の給付を行う場合には、用具の製作又は販売を業とする者（以下「業者」という。）に委託して行うものとする。

2 市長は、業者の選定に当たっては、低廉な価格で良質かつ適切な用具が確保できるよう経営規模、地理的条件、アフターサービスの可能性等を十分勘案の上決定するものとする。

3 診療報酬の対象となる用具の給付は、当該診療報酬の対象となる範囲を超えるものについて行うものとする。

4 用具の附属品の給付は、当該附属品がなければ当該用具が機能しない場合に限り行うものとする。

(費用の負担)

第6条 対象者の扶養義務者は、用具の給付を受けたときは、その収入の状況に応じて用具の給付に要する費用の全部又は一部を用具を納付する業者に給付券を添えて直接支払うものとする。

2 前項の規定により対象者の扶養義務者が負担する額の基準は、別表第2に定める額とする。

(費用の請求)

第7条 市長は、用具を納付した業者からの請求により、給付に必要な用具の購入に要した額から前条第1項の規定により対象者の扶養義務者が業者に直接支払った額を減じた額を支払うものとする。

2 前項の規定による費用の請求は給付券を添付して行うものとする。

(用具の管理)

第8条 用具の給付を受けた者は、当該用具を給付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

2 市長は、用具の給付を受けた者が前項の規定に違反した場合には、当該給付に要した費用の全部又は一部を返還させることができる。

(給付台帳の整備)

第9条 市長は、用具の給付の状況を明確にするため、日常生活用具の給付に関する

台帳を整備するものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年8月1日から施行する。

(階層区分の特例)

2 当分の間、別表第2に定める徴収基準額表において、B階層に該当する世帯のうち、令和元年厚生労働省告示第66号による改正後の生活保護法による保護の基準(昭和38年厚生省告示第158号。以下「保護基準」という。)の適用により生活保護法に基づく保護を廃止され、かつ、同告示による改正前の保護基準を適用したとしたならば保護を必要とする状態がなお継続していると認めた世帯については、A階層に準じて取り扱うことができる。

附 則

この要綱は、平成18年11月27日から施行する。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表第2 A階層の項の規定は、平成20年4月1日以降の申請に係る用具の給付について適用する。

3 改正後の別表第2の規定（別表第2 A階層の項の規定を除く。）は、この要綱の施行の属する月以降に申請のあった用具の給付について適用し、同月前に申請のあった用具の給付については、なお従前の例による。

附 則

（施行期日等）

1 この要綱は、平成21年8月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の別表第2の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る用具の給付については、なお従前の例による。

附 則

（施行期日等）

1 この要綱は、平成22年6月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の別表第2の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る用具の給付について適用し、同日前の申請に係る用具の給付については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成23年5月18日から施行する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、平成 24 年 7 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第 2 の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る用具の給付について適用し、同日前の申請に係る用具の給付については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、平成 24 年 5 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第 2 の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る用具の給付について適用し、同日前の申請に係る用具の給付については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成 25 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は平成 27 年 2 月 18 日から施行し、改正後の規定は、平成 27 年 1 月 1 日以後の申請に係る用具の給付について適用する。

附 則

この要綱は平成 27 年 9 月 14 日から施行し、改正後の規定は、平成 27 年 4 月 1 日以後の申請に係る用具の給付について適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際改正前の大分市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業実施要綱様式第 1 号の規定による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則

この要綱は、平成 28 年 3 月 23 日から施行し、改正後の別表第 2 の規定は、平成 27 年 1 月 1 日以後の申請に係る用具の給付について適用する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 10 月 25 日から施行し、改正後の別表第 2 の規定は、平成 28 年 4 月 1 日以後の申請に係る用具の給付について適用する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 5 月 28 日から施行し、改正後の別表第 2 の規定は、令和 2 年 4 月 1 日以後の申請に係る用具の給付について適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日より施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の大分市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業実施要綱の規定
- は、この要綱の施行の日以後の申請に係る給付について適用し、同日前の申請に係る給付については、なお従前の例による。

別表第1(第2条関係)

種 目	対 象 者	性 能 等
便器	常時介助を要する者	小児慢性特定疾病児童等が容易に使用し得るもの。(手すりをつけることができる。)
特殊マット	寝たきりの状態にある者	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの。
特殊便器	上肢機能に障害のある者	足踏ペダルにて温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。
特殊寝台	寝たきりの状態にある者	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの。
歩行支援用具	下肢が不自由な者	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ、歩行器等であること。 ア小児慢性特定疾病児童等の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。 イ転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具となるもの。
入浴補助用具	入浴に介助を要する者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。
特殊尿器	自力で排尿できない者	尿が自動的に吸引されるもので小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。
体位変換器	寝たきりの状態にある者	介助者が小児慢性特定疾病児童等の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの。
車いす	下肢が不自由な者	小児慢性特定疾病児童等の身体機能を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。
頭部保護帽	発作等により頻繁に転倒する者	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの。
電気式たん吸引器	呼吸器機能に障害のある者	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。
クールベスト	体温調節が著しく難しい者	疾病の症状に合わせて体温調節のできるもの。
紫外線カットクリーム	紫外線に対する防御機能が著しく欠けて、がんや神経障害を起こすことがある者	紫外線をカットできるもの。
ネブライザー(吸入器)	呼吸器機能に障害のある者	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。
パルスオキシメーター	人工呼吸器の装着が必要な者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。
ストーマ装具(畜便袋)	人工肛門を造設した者	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。
ストーマ装具(畜尿袋)	人工膀胱を造設した者	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。
人工鼻	人工呼吸器の装着又は気管切開が必要な者	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。

別表第2 (第6条関係)

徴収基準額表

階層 区分	世帯の階層（細）区分				徴収基準 月額	徴収基準 加算月額
A階層	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯				円 0	円 0
B階層	A階層を除き当該年度分の市町村民税の非課税世帯				1,100	110
C階層	A階層及びB階層を除き当該年度分の市町村民税の均等割の額のみ課税世帯				2,250	230
D階層	A階層、B階層及びC階層を除き当該年度分の市町村民税課税世帯であって、その市町村民税所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯	所得割の年額3,000円以下		D1 階層	2,900	290
		3,001 ～ 5,800 円		D2 "	3,450	350
		5,801 ～ 8,700 円		D3 "	3,800	380
		8,701 ～ 13,000 円		D4 "	4,250	430
		13,001 ～ 17,400 円		D5 "	4,700	470
		17,401 ～ 22,400 円		D6 "	5,500	550
		22,401 ～ 28,200 円		D7 "	6,250	630
		28,201 ～ 58,400 円		D8 "	8,100	810
		58,401 ～ 75,000 円		D9 "	9,350	940
		75,001 ～ 96,600 円		D10 "	11,550	1,160
		96,601 ～ 121,800 円		D11 "	13,750	1,380
		121,801 ～ 175,500 円		D12 "	17,850	1,790
		175,501 ～ 221,100 円		D13 "	22,000	2,200
		221,101 ～ 380,800 円		D14 "	26,150	2,620
		380,801 ～ 549,000 円		D15 "	40,350	4,040
		549,001 ～ 579,900 円		D16 "	42,500	4,250
		579,001 ～ 700,900 円		D17 "	51,450	5,150
		700,901 ～ 849,000 円		D18 "	61,250	6,130
		849,001 ～ 1,041,000 円		D19 "	71,900	7,190
		1,041,001円以上		D20 "	全額	左の徴収基準額の10% ただし、その額が8,560円に満たない場合は8,560円

備考

1 徴収月額の決定の特例

ア A階層以外の各層に属する世帯から2人以上の対象者が、同時にこの表の徴収基準額表の適用を受ける場合は、その月の徴収基準額の最も多額な対象者以外の対象者については、この表に定める徴収基準加算月額によりそれぞれ算定するものとする。

イ 10円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。

ウ 対象者に民法（明治29年法律第89号）第877条に規定する当該対象者の扶養義務者がいないときは、徴収月額の決定は行わないものとする。ただし、対象者本人に市町村民税が課されている場合は、本人につき、扶養義務者に準じて徴収月額を決定するものとする。

2 世帯階層区分の認定

(1) 認定の原則

世帯階層区分の認定は、当該対象者の属する世帯の構成員及びそれ以外の者で現に対象者を扶養しているもののうち、当該対象者の扶養義務者の全てについて、その市町村民税等の課税の有無により行うものである。

(2) 認定の基礎となる用語の定義

ア 「対象者の属する世帯」とは、当該対象者と生計を一にする消費経済上の一単位を指すのであって、夫婦と対象者が同一家屋で生活している標準世帯は勿論のこと、父が農閑期で出稼のため数ヵ月別居している場合、病気治療のため一時土地の病院に入院している場合、父の職場の都合上他の土地で下宿し、時々帰宅することを例としている場合などは、その父は対象者と同一世帯に属しているものとする。

イ 「扶養義務者」というのは、民法第877条に定められている直系血族（父母、祖父母、養父母等）、兄弟姉妹（ただし、就学児童、乳幼児等18歳未満の兄弟姉妹で未就業の者は、原則として扶養義務者としての取扱いをしないものとする。）並びにそれ以外の三親等内の親族（叔父、叔母等）で家庭裁判所が特別の事情ありとして、特に扶養の義務を負わせるものである。

ただし、対象者と世帯を一にしない扶養義務者については、現に対象者に対して扶養を履行している者（以下「世帯外扶養義務者」という。）の他は、認定に際して扶養義務者としての取扱いを行わないものとする。

ウ 認定は、次に掲げるところによるものとする。

(ア) 認定の基礎となるのは、次に掲げる法律によって計算された地方税法（昭和25年法律第226号）により賦課される市町村民税（ただし、所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は適用しない。）、生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付（以下「支援給付」という。）とする。

(イ) 所得税法（昭和40年法律第33号）

(ii) 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）

(iii) 災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）

(イ) 平成23年7月15日雇児発0715第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等（厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。）に係る取扱いについて」（以下、本通知）の規定によって再計算しない取扱いを原則とする。ただし、令和2年3月31日以前に日常生活用具の給付を受けている対象者が属し、その徴収基準月額算定のあたり本通知を適用していた世帯で、それまでに判定された階層区分から不利益な変更が生じると市長が認めるものについては、本通知の規定による再計算を行うものとする。

(ウ) 指定都市に住所を有する者の市町村民税所得割を算定する場合には、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなし、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年法律第2号）第1条による改正前の地方税法に規定する個人住民税所得割の標準税率により算出された額を用いることとする。

(エ) まず、生活保護については、現在生活扶助、医療扶助等の保護を受けている事実、支援給付については支援給付を受けている事実、市町村民税については、当該年度の市町村民税の課税又は免除（地方税法第323条による免除。以下同じ。）の有無をもって認定の基準とする。

(オ) 当該年度の市町村民税の課税関係が判明しない場合の取扱いについては、これが判明するまでの期間は、前々年分の所得税又は前年度の市町村民税によることとする。

(3) 徴収基準額表の適用時期

この表により算定した負担金の月額の適用時期は、その年度の7月1日を起点として取り扱うものとする。

3 徴収基準額表中、徴収基準月額欄に「全額」とあるのは、当該対象者の措置に要した費用について、市が徴収する額は、費用総額を超えないものであること。

4 徴収金基準額の特例

災害等により、前年度と当該年度との所得に著しい変動があった場合には、その状況等を勘案して実情に即した弾力性のある取扱いをして差し支えないものとする。

日常生活用具給付申請書									
大分市長			殿			年 月 日			
					申請者				
					住 所				
					氏 名				
					個人番号				
					給付対象者との続柄				
					電話番号				
下記により日常生活用具給付を申請します。									
対 象 者	氏 名				生年月日	年 月 日生（ 歳）			
	個人番号								
	住 所								
	疾病名								
世帯の 状況	氏 名	個人番号	対 象 者 との 続 柄	生年月日	職 業	備考〔対象者に対する 介護の状況等〕			
給付を希望する理由									
現在の住まいの状況		住 宅	1 自宅 2 借家（貸主の諾否）		浴 槽	1 和 式 2 洋 式 3 な し	便 器	1 和 式 2 洋 式 3 携帯用	
現在の介護 の状況	入 浴	1 他人の介助を必要 2 清拭のみ 3 入浴、清拭とも していない 4 自分でできる		排 便	1 他人の介助を 必要 2 便器(携帯用) 使用 3 自分でできる		移 動	1 車いす使用 2 他人の介助を 必要 (一部、全部) 3 自分でできる	
給付を受けたい用具 の名称					希望する型式、 規模等				
給付上特に希望する事項									
備 考									

(注) この申請書には、対象者の扶養義務者の前年分所得税又は当該年度分市町村民税の課税額を証明する書類（生活保護を受けている人及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている人の場合は、その旨についての福祉事務所長の証明書）を添付すること。

第 号

日常生活用具給付決定通知書

年 月 日

殿

大分市長



先に申請のありました日常生活用具の給付につきましては、次のとおり決定したので通知します。

給付番号	第 号	給付決定 年 月 日	年 月 日		
対象者氏名			疾 病 名		
給付する用具名（含む 型式規模等）			納入業者名		
			納入業者の 住 所	(電話)	
価 格	円	対象者の扶養 義務者が支払 うべき額	円	公 費 負担額	円
注 意 事 項	1 用具は、対象者の扶養義務者がその能力に応じて、費用の一部を直接業者に支払うことを条件に給付されるものでありますから、支払うこととされた額については、必ず用具を受け取る前に支払って下さい。 2 給付された用具を、その目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供したりすることはかたく禁じられています。 3 2に違反した場合には、費用の全部又は一部を返還してもらうことがあります。				

様式第4号（第4条関係）

日常生活用具給付券							
① 給付番号	第 号		② 給付券発行 年 月 日		年 月 日		
③ 対象者氏名			④ 生年月日		年 月 日生 (歳)		
⑤ 居 住 地							
⑥ 保護者氏名				⑦ 対象者との 続柄			
⑧ 給付する用具名(型式 規模等)		⑨ 価 格	円	⑩ 対象者の扶 養義務者が 支払うべき 額	円	⑪ 公 費 負担額	円
⑫ 納入業者名				⑬ 納入業者の 住 所	(電話)		
⑭ この券の 有効期限	受給者が業者に 提示する期限	年 月 日			業者の公 費支払請 求期限	年 月 日	
上記のとおり決定する。 年 月 日 大分市長 印							
⑮ 業者の納付 した日	年 月 日		⑯ 対象者の扶養 義務者より受 領した額	円	⑰ 受領業者 名及び年 月日	年 月 日	
⑱ 用具受領 者氏名			⑲ 検収者	職名 氏名			
⑳ そ の 他 特記事項							

(注) ①から⑭まで及び⑲は大分市、⑮から⑰までは納付した業者、⑱は保護者又は成年患者が記入すること。

第 号

却 下 決 定 通 知 書

年 月 日

殿

大分市長



年 月 日に申請がありました日常生活用具の給付につき
ましては、審査の結果却下することに決定しましたので、ご承知下さい。

（ 理 由 ）